

遠野市立学校教職員 働き方改革プラン



令和4年3月
遠野市教育委員会

1 趣旨

本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化の進行、高度情報化、グローバル化の進展など、社会経済情勢が大きく変容する中において、全国的に教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況にあります。

国においては、平成31年1月に中央教育審議会でもりとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申を受け、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）を改正し、教員の時間外在校等時間の上限等に関する指針を示すなど、答申の具体化に向け、必要な条件整備を進めているところです。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、学校においても新しい生活様式が求められるなど、教職員を取り巻く労働環境も急速に変化を迎えています。

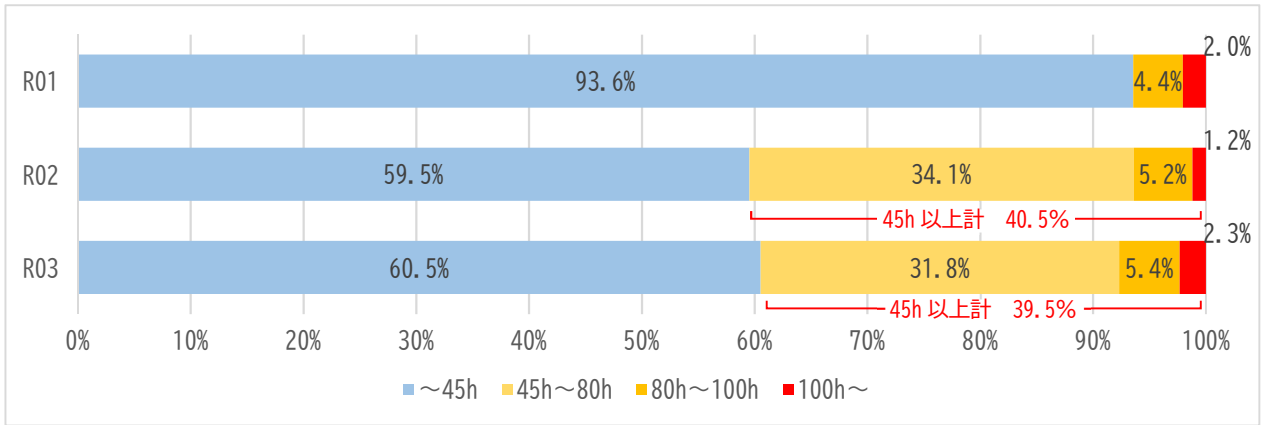
こうした現状を踏まえつつ、岩手県教育委員会では、新たに令和3年度から令和5年度までを取組期間とする「岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）」を策定し、学校にける働き方改革の実現に向けた取組を一層強力に推進することとしています。

県の改革プランにおいては、県立学校及び県教育委員会が実施する取組と目標が示されているほか、市町村立学校の働き方改革の実現に向けて、市町村教育委員会が学校とともに取り組むべき内容が盛り込まれています。

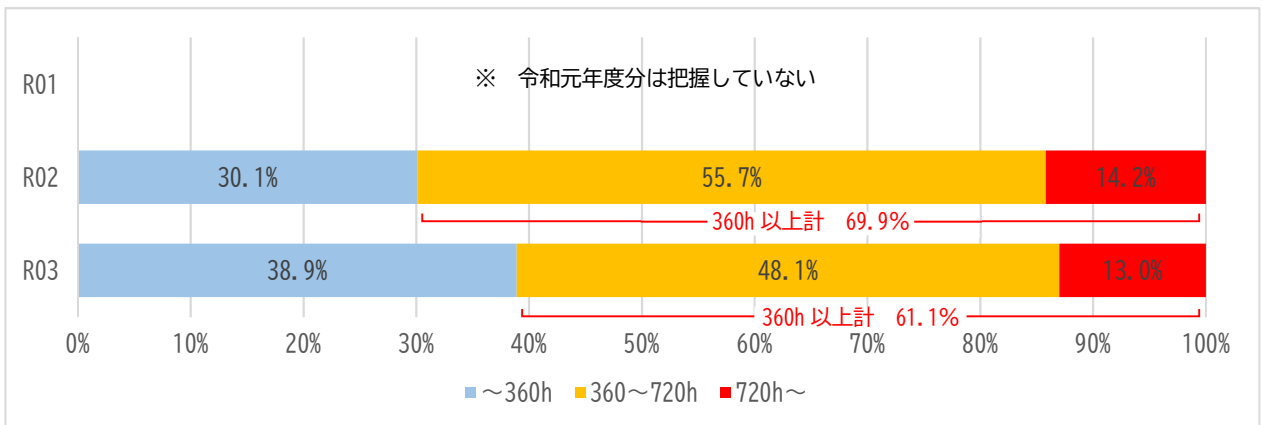
以上のような国及び県の取組を踏まえ、遠野市立学校の教職員の健康確保と負担軽減に取り組む、ワーク・ライフ・バランスを確保しながら、子どもたち一人ひとりと向き合う時間を増やすための具体的な方策についてまとめるため、遠野市立学校教職員働き方改革プランを策定しました。

2 市立学校の時間外在校等時間の現状

【長時間勤務者数の割合の推移（月平均）】※1、※2、※3



【長時間勤務者数の割合の推移（年合計）】※1、※2、※3



【月80時間以上100時間未満の長時間勤務者数の割合の推移】※1、※2

(単位：%)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R01	3.2	4.9	6.0	5.5	0.5	7.7	7.0	5.4	4.3	0.0	6.3	1.9	4.4
R02	12.4	7.1	10.5	3.8	0.5	5.2	8.1	2.4	2.4	0.5	2.9	6.7	5.2
R03	12.1	6.3	11.7	2.4	0.5	7.3	8.3	2.9	3.9	0.5	2.0	6.4	5.4

【月100時間以上の長時間勤務者数の割合の推移】※1、※2

(単位：%)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R01	2.2	3.8	3.8	2.7	0.0	3.3	4.8	1.6	1.1	0.0	1.4	0.0	2.0
R02	4.3	1.4	2.4	0.0	0.0	1.4	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.2
R03	4.3	1.5	2.9	1.9	0.0	1.9	8.3	2.4	1.0	0.0	1.0	2.5	2.3

【一人あたりの平均時間外在校等時間】※1、※2

年度	年平均	月平均最大	月平均最小
R01	38 時間 00 分	46 時間 33 分（5月）	21 時間 02 分（1月）
R02	41 時間 45 分	57 時間 37 分（4月）	21 時間 18 分（1月）
R03	41 時間 18 分	53 時間 00 分（4月）	21 時間 55 分（1月）

※1 長時間勤務者数の割合は、各時間別の長時間勤務者数と勤務者総数による割合により計算。令和3年度分は令和4年2月分までの実績により計上している。

※2 令和2年1月までは自己申告による報告数値、2月以降はタイムレコーダーによる数値をもとにしている。

※3 令和2年1月までの80時間未満の超過勤務者実数及び令和元年度の個人ごとの年間時間外在校等時間の把握は行っていない。

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校を取り巻く環境が大きく変化したため単純比較はできませんが、令和2年2月にタイムレコーダーを導入した以降については、一人あたりの平均時間外在校等時間が正確に把握できるようになったことで増加しているものの、全体的には横ばいで推移をしています。

しかしながら、月80時間以上の長時間勤務者数は増加傾向にあります。特に、令和3年10月の月100時間以上の長時間勤務者数の割合は8.3%と過去最大となっているなど、特定の教職員への業務の集中が懸念されることから、早急な対応が必要です。

3 これまでの取り組み

令和元年度から令和2年度の前半まで、5回にわたり教職員の多忙・負担軽減対策等検討会議を開催しました。この検討会議では教育委員会事務局、校長、副校長、教諭、事務職員、養護教諭及び教職員組合など様々な立場から出席をしていただき、ワーキンググループや意見交換などを行いながら多忙・負担軽減等を図るため、全体として取り組む事項について検討を行いました。

令和2年度の後半は、教職員の多忙・負担軽減対策等に係る衛生推進者会議を開催し、検討会議において検討した内容の取組方法及び取組主体について確認を行いました。その内容は、次のページの表のとおりです。

【令和2年度に検討した働き方改革に係る取組事項及び推進主体】

No.	項目	学校の取組み	市教育委員会の役割・支援	取組みの推進主体
1	勤務時間の把握	管理職から個人に対し勤務時間の状況を知らせ、意識付けを行う。	タイムレコーダーによる時間外勤務を集計し、全体的な状況を把握し情報を提供する。(学期ごと)	学校
		時間外勤務が多い教職員に対し、衛生推進者による面談を行う。		学校
2	校務支援ソフトの活用等	校務支援システム研修会を開催する。	校務支援システムの操作研修会を開催する。(集合で年1回)	教育委員会事務局
3	業務分担の見直し	事務作業日を設定する。	実施状況を把握し情報共有を図る。	学校
		書類を簡略化(メールの活用)する。	共有文書サーバーの運用による情報共有及び事務の効率化を図る(令和3年3月~)。	学校 教育委員会事務局
			個人アドレスの運用によるメール送信等の事務の効率化を図る(令和3年3月~)。	学校
4	業務時間の確保	放課後の業務時間を確保するために時間割の見直しを行う(掃除の回数を見直し下校時間を早める。)	実施状況を把握し情報共有を図る。	学校
5	市教研、交流研究会のあり方の検討	研修会、交流会の実施目的を明確にし、出席者の負担軽減を図る。	指導主事等の派遣及び運営に関する指導・助言を行う。	学校
6	大会等の開催に係る運営方法の検討	小学校音楽祭の運営方法の見直しを検討する。(令和元年度は新型コロナウイルス対策のため観覧者の入場を見直した。)	運営に関する指導・助言を行う。	学校
		小学校陸上記録会の運営方法の見直しを検討する。(大会を土日開催とし、陸協や高校生に運営を依頼する等。)	運営に関する指導・助言を行う。	学校
7	伝統芸能等の活動、イベントへの出演依頼の調整	イベント等への出演依頼は教育委員会を通し、教育委員会から学校に連絡する。(教育委員会が出演等の調整を行うコーディネーター役を担う。)	庁内への年間計画等の情報提供及び学校に対する急な依頼等に対する注意喚起を行う。	※
		イベント等の出演に係る引率は依頼先団体(例:郷土芸能団体等)に依頼する。また、出演については希望制とする。	実施状況を把握し情報共有を図る。	※
		イベント等の出演にあたっては、出演数や出演先を決めておく。	実施状況を把握し情報共有を図る。	※
8	市P連行事、PTA活動、プール開放の実施方法の見直し	PTA活動の連絡にはさくら連絡網を活用し、事務の効率化を図る。	さくら連絡網にかかる予算の確保及び運用管理を行う。	学校
		市P連バレーボール大会の開催方法の見直し(事前練習等の負担の軽減)。	実施状況を把握し情報共有を図る。	※
		プール開放を安全に行うための体制、実施方法の見直し。(人的体制・実施開催数等の見直し。)	安全対策を最優先し「夏季休業中等の学校プール利用に関する基本方針」の見直しの必要性を検討する。	※
		プール監視員の配置を検討する。		※

9	交通安全街頭指導の地域への協力依頼	各地区の交通安全協会・防犯協会等に依頼する。	実施状況を把握し情報共有を図る。	※
10	ICT活用による業務の効率化	GIGA スクール構想の整備による業務の効率化を図る。	ICT支援員の派遣によるICT活用授業等のサポートを行う（令和3年5月～、各校年24回）。	教育委員会事務局
			GIGA スクール構想の環境整備に伴うICT活用研修会を開催する（令和3年4月～、各校年1回）。	教育委員会事務局

※ 取組みの推進主体欄のうち「※」としている箇所は、令和4年から制度開始するコミュニティ・スクールに係る今後の検討状況を踏まえて、改めて検討することとしています。

令和3年度からは、これまで検討を行い、確認された事項をもとに、それぞれの取組主体が取組を進めています。

また、衛生推進者が出席する教職員の働き方改革推進会議を開催し、市立学校全体として取り組む事項についての協議検討や働き方改革の取組の共有などを行っています。

遠野市教育委員会事務局においては、令和元年度に校務支援システムの全校導入、令和2年度にタイムレコーダーの導入、令和3年度にはGIGAスクールの整備に併せた学校ネットワークの構築及びGIGAスクールアドバイザーの派遣など、学校の働き方改革につながる環境整備を順次実施しています。

4 プランの期間

本プランは、令和4年度から令和6年度までの3年間を計画期間とします。

プラン策定後の学校を取り巻く環境変化や長時間勤務者の推移等を踏まえ、取組や目標等の適切な見直しが可能となるよう、3箇年を計画期間とします。

5 時間外在校等時間の上限

遠野市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則（令和2年規則第4号）において、時間外在校等時間の上限等に関し、次のとおり定めています。

【原則】

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) <u>1箇月につき</u> | <u>45時間以下</u> |
| (2) <u>1年につき</u> | <u>360時間以下</u> |

【例外】

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| (1) <u>1箇月につき</u> | <u>100時間未満</u> |
| (2) <u>1年につき</u> | <u>720時間以下</u> |
| (3) <u>直近2箇月から6箇月間における月平均</u> | <u>80時間以下</u> |
| (4) <u>1年のうち45時間を超える月数</u> | <u>6箇月まで</u> |

6 プランの目標

時間外在校等時間を規則に定める上限内とすることを段階的に実現するため、計画期間中における目標を次のとおりとします。

- (1) 時間外在校等時間が月45時間以上の人数を下表のとおり段階的に減少させ、令和6年度までにゼロにする。
- (2) 時間外在校等時間が年360時間以上の人数を下表のとおり段階的に減少させ、令和6年度までにゼロにする。
- (3) 時間外在校等時間が月100時間以上の人数を令和4年度からゼロにする。

時間外在校等時間	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標
(1) 月45時間以上	令和3年度実績 の5割減	令和3年度実績 の8割減	ゼロ
(2) 年360時間以上			
(3) 月100時間以上	ゼロ	ゼロ	

7 具体的取り組み

本プランにおける目標を達成するため、市立学校及び市教育委員会事務局において以下の取組を推進します。

【市立学校の取組】

1 管理職員の適切なマネジメント

(1) アクションプランの策定

市立学校では、本プランの内容を踏まえ、当該年度の取組目標や具体的取組を含むアクションプラン（様式は最終ページに掲載）を4月中に策定し、学校ごとの実情に応じて主体的に取組を進めます。

アクションプランは、学校ホームページや学校運営協議会等を通じて地域に対し周知を行うとともに、目標の達成状況及び取組結果の検証を行い、次年度以降の取組に活かします。

(2) 長時間勤務者の要因分析の実施

管理職は、タイムレコーダーにより記録している毎月の時間外在校等時間の状況を校内で共有するとともに、長時間勤務者の要因分析を行います。

特に、長時間勤務が常態化している教職員がいる場合には、業務分掌の見直し、業務スクラップなど必要な対策を講じます。

(3) 部活動の適正化

遠野市における部活動の在り方に関する方針（平成31年2月制定）に基づき、休養日及び活動時間に関する基準に基づく活動を行うとともに、管理職において適切な運営及び管理に係る体制の構築に取り組みます。

2 教職員の健康管理

(1) 長時間勤務者等に対する保健指導の実施

遠野市立小中学校における長時間労働による健康障害防止のための保健指導実施要綱（平成30年5月25日制定）に基づき、適切に対応します。

(2) 労働安全管理体制の整備

衛生推進者は職員会議等と併せて安全衛生に関する情報提供を行うなど、各学校の実効的な取組につなげます。

3 学校内における業務改善の推進

(1) 学校行事等の見直し

新型コロナウイルス感染症対策として実施した行事の開催見送り、規模縮小及び隔年開

催などを踏まえて、見直しについて検討します。

(2) 会議の効率化

先進事例を踏まえながら、ICTの活用による資料印刷の省略、説明項目の精選など、会議開催時間及び準備時間の短縮により、教職員が授業準備等に集中するための時間を作り出します。

4 学校及び教員が担う業務の明確化・適正化の推進

(1) 団体業務の負担軽減

各種団体業務について見直しを行い、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化や適切な役割分担を進めるよう、関係団体と連携・協議します。

(2) コミュニティ・スクールによる地域との役割分担

学校運営協議会において、学校と地域が一体となった学校づくりを推進するとともに、地域の協力を得ることにより教職員の負担軽減につながる取組についても協議をします。

【市教育委員会事務局の取組】

1 学校の取組支援

(1) 教職員の働き方改革推進会議の開催

各学校の取組状況の共有と共通の課題を協議することなどを目的として、各学校の衛生推進者を対象とする教職員の働き方改革推進会議を開催します。

(2) ICTを活用した取組事例の集約

令和2年度に整備したGIGAスクールや学校ネットワークなど、ICTを活用した働き方改革の事例について集約を行い、取組成果の波及を図ります。

(3) 研修会等の実施

ICT機器の活用方法や働き方改革に資する取組などについて、必要に応じて研修会を開催します。

2 環境整備

(1) 教職員をサポートするスタッフの配置

教職員が、児童生徒への指導や教材研究に注力できる環境を構築するために必要となる専門スタッフを配置します。

【遠野市において独自に配置しているスタッフ（令和3年度時点）】

職名	主な業務
特別支援教育支援員	通常学級に在籍している教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、学校生活上の介助、学習活動上の支援を一人ひとりのニーズに応じた対応する

特定教科支援員	生徒の学力向上を目的として、数学の授業において個別指導・支援に対応するなど、教科担任を補助する役割を担う
ALT（語学指導助手）	児童生徒の国際的視野を広げ、国際社会に貢献できる資質・能力と外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る
部活動指導員	部活動に関する技術的な指導を行うため、実技指導、学校外での活動（大会及び練習試合等）の引率を行う
教育相談員	市内小中学校を訪問し、児童生徒等の状況について情報共有を図り、適切な指導・支援につなげる

(2) 事務の共同処理の推進

学校事務に係る業務を連携し、共同処理することにより、事務の効率化を進めるとともに教員が担当する事務の負担を軽減し、教員のきめ細かな学習指導の支援を図ることを目的に共同学校事務室を組織します。

(3) ICT 教材・設備の整備等

ICT が持つメリットを活かし、校務処理の負担軽減等につなげるため、デジタル教材、各種機器の新規導入、機能拡充等を検討します。

校務支援システムについては、岩手県において統合型校務支援システムの導入を進めていることから、その検討経過を注視しながら適切な時期にシステムの切替えを行います。

(4) 市教育委員会が実施する会議・調査等の削減

市立学校を対象として実施する研修、会議、照会、調査等の削減、合理化を検討します。

(5) 部活動の適正化

「遠野市における部活動の在り方に関する方針」について、休養日や活動時間の基準など、方針の周知と共通理解の徹底を図ります。

(6) タイムカード等による客観的な勤務時間把握

令和2年2月から全市立学校で実施しているタイムレコーダーによる客観的な勤務時間の把握を継続し、要因分析を行い各学校に情報共有します。

(7) 夏季・年末年始の学校閉庁日の設定

ワーク・ライフ・バランスを整え、教職員の疲労や心理的負担の軽減を図るため、夏季・年末年始に緊急時の連絡体制を構築しつつ、学校閉庁日の設定を実施します。

3 健康確保

(1) 長時間勤務者等に対する保健指導の実施

遠野市立小中学校における長時間労働による健康障害防止のための保健指導実施要綱に基づき、適切に対応します。

(2) ストレスチェックの実施

教職員の心理的負担の状況を把握するため、毎年ストレスチェック検査を実施し、高ストレスと判定された教職員に対しては、医師による面接の勧奨を行います。

令和 年度 遠野市立 学校 働き方改革アクションプラン

遠野市立 学校では、「遠野市立学校教職員働き方改革プラン」に基づき、以下の取組により学校における働き方改革を推進します。

現状

目指す姿



働き方改革の重点取組

取組①

取組②

取組③

具体的成果目標

関係する重点取組

目標①

目標②

目標③